

寒川町まちづくり寄附金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 12 月 28 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第 35 号

寒川町まちづくり寄附金条例施行規則の一部を改正する規則

寒川町まちづくり寄附金条例施行規則(平成22年寒川町規則第23号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に、「第231条の2第6項」を「第231条の2の3第1項」に改める。

第5条第2項中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改める。

附 則

この規則は、令和4年1月4日から施行する。